

上限価格方式の運用に関する考え方

—上限価格方式の運用に関する研究会 第一次報告書—

令和5年(2023年)6月

上限価格方式の運用に関する研究会

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応	4
1. 検討の背景	4
2. 県間通話・国際通話の扱い	5
3. 実際料金指数の算出方法	8
4. X値や基準料金指数の扱い	16
第3章 対象サービスの在り方	19
1. 検討の背景	19
2. 加入者回線サブバスケットの扱い	20
3. 対象サービスの今後の在り方	21
第4章 マイナスX値の扱い	28
1. 検討の背景	28
2. X値の算定方法	30

第1章 はじめに

1. 上限価格方式(プライスキャップ制度)の目的

上限価格方式(以下「プライスキャップ制度」という。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく利用者料金に関する規制であり、競争が十分に進展していないために市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービス(「指定電気通信役務」(同法第21条))のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるサービス(「特定電気通信役務」(同法第22条))に対し、料金水準の上限を定める制度である。

電気通信事業法は、事業者間の公正競争環境の整備を通じて利用者料金の低廉化を図ることを目的としているが、プライスキャップ制度は、例外的に、競争が十分進展していないサービスにおいて市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を図ることで、当該サービスの利用に係る利用者の利益を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)に対し、自主的な経営効率化の努力を通じて料金水準を上限以下に維持することにより生じた利益分を基本的に自己の取り分とすることを認めることにより経営効率化の動機を与える、いわゆる「インセンティブ規制」として、平成12年10月から導入されている。

これは、第一種電気通信事業者(当時)が提供する電気通信役務の料金規制を、認可制から届出制に緩和することと軌を一にし、市場メカニズムを補完する仕組みとして導入されたものである。

2. プライスキャップ制度の対象役務

プライスキャップ制度の対象である特定電気通信役務の対象は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号、以下「施行規則」という。)第19条の3で定められており、現在は、NTT東日本・西日本が提供する音声伝送役務(加入電話、ISDN、公衆電話)の利用者向け料金が対象となっている。

また、特定電気通信役務の種別としては、「音声伝送バスケット」(加入電話・ISDNの基本料、通話料・通信料、施設設置負担金、公衆電話の通話料、番号案内料)と「加入者回線サブバスケット」(加入電話・ISDNの基本料、施設設置負担金)の2つが規定されている(施行規則第19条の4)。

3. プライスキャップ制度の運用状況

プライスキャップ制度において、料金水準の上限となる基準料金指数の適用期間は、総務省令により10月1日から1年間とされており、適用の日から90日前までに、総務大臣からNTT東日本・西日本に対し通知されることとなっている(施行規則第19条の5及び第19条の7)。

この基準料金指数は、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して通常実現することができると認められる水準の料金とされており、その算定式は以下のとおり定められている。

【基準料金指数の算定式】

$$\begin{aligned} \text{基準料金指数} &= \text{前適用期間の基準料金指数} \\ &\times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込} + \text{外生的要因}) \end{aligned}$$

(施行規則第19条の5)

NTT東日本・西日本の実際の料金指数(以下「実際料金指数」という。)が基準料金指数を下回る場合、個々の料金は値上げ・値下げにかかわらず届出により設定が可能である。他方、基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要とされている(施行規則第19条の8)。

4. 本研究会の目的

基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込(以下「X値」という。)を算定することとされており(施行規則第19条の5)、現行のX値は令和3年10月から令和6年9月末まで適用される予定である。

しかしながら、現行X値適用期間中の令和6年1月に、NTT東日本・西日本のIP網へのマイグレーションによる通話料の全国一律料金への改定が予定されているため、料金体系変更後の実際料金指数の算出方法や、基準料金指数及びX値の適用の在り方について検討を行う必要がある。

また、現在、特定電気通信役務の種別としては「音声伝送バスケット」と「加入者回線サブバスケット」の2つが規定されているが、近年、音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が高く同一視できる水準にあることから、平成27年10月から加入者回線サブバスケット独自のX値を算定していない。

音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットの近接は、両バスケットの差分である通話料の減少に起因するものと考えられるため、このような社会経済環境の変化に合わせた、対象サービスの在り方についても検討が必要である。

このほか、X値の算定に当たっては、ミックス生産性準拠方式を採用し、NTT東日本・西日本の経営効率化についてDEA分析を用いているが、現在適用されているX値については、さらに新型コロナウイルス感染症という特異な事象を踏まえることで正の値を得られる結果となった。

加入電話に係る需要の減少傾向が続くことが想定される中で、現在のX値算定に関する基本的な考え方を維持したまま、当然に正の値を期待することは難しくなっているため、X値の在り方、具体的にはX値がマイナスとなった場合の扱いについても検討を行う必要がある。

このため、本研究会では、今後のプライスキャップ制度の運用に関し、①IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応、②対象サービスの在り方、③マイナスX値の扱いについて検討を行うこととする。

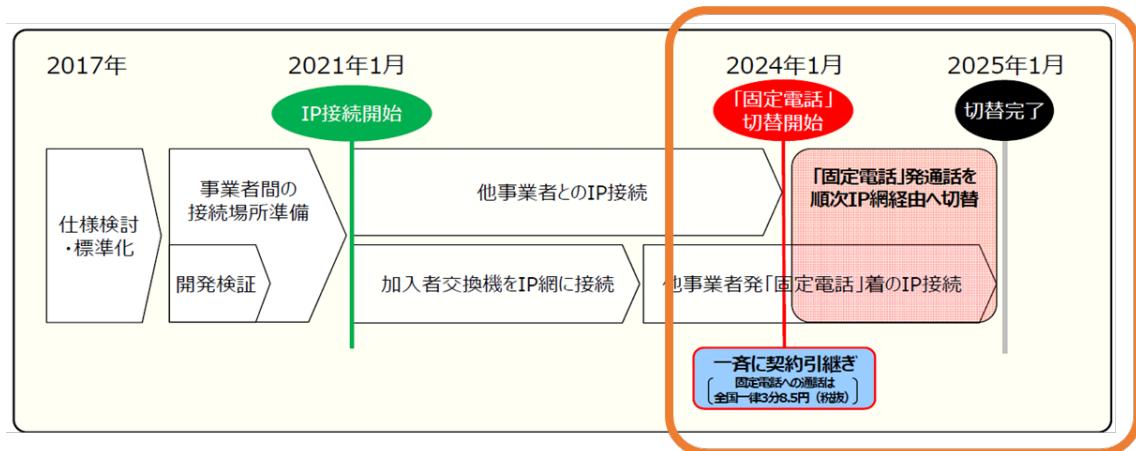
第2章 IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

1. 検討の背景

平成29年10月、NTT東日本・西日本は「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」を公表し、令和3年1月にIP接続を開始し令和7年1月にIP網への移行を完了すること、またその中で、令和6年1月に加入電話の契約を一斉に「メタル電話」から「メタルIP電話」に引き継ぎ、料金体系を現在の距離別料金区分から県間通話を含む全国一律の新料金とすることを表明した。同時に、令和6年1月以降、固定電話からの国際通話も新たに提供する予定としている。

このため、新たに提供される県間通話及び国際通話の扱いや、料金体系の変更に伴う実際料金指数の算出方法、並びに、基準料金指数及び生産性向上見込(X値)の変更の要否について検討を行った。

【IP網への移行に伴うサービス切替えスケジュール】



2. 県間通話・国際通話の扱い

令和6年1月以降にNTT東日本・西日本により提供(料金設定)されることとなる県間通話及び国際通話について、プライスキャップ制度の対象としてどのように扱うべきか検討を行った。

【IP網への移行後の利用者料金体系】

通話料(税込)		現状	IP網への移行後
固定電話発	固定電話着	昼間・夜間:9.35円/3分～11円/45秒 深夜・早朝:9.35円/4分～11円/90秒 <距離段階・時間帯別・県間通話未提供>	9.35円/3分 <全国一律・全時間帯>
	携帯電話着	17.6円/分	現状と同額
	050IP電話着	11.55～11.88円/3分 <事業者別>	11.55円/3分
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間:56秒/10円～8秒/10円 深夜・早朝:76秒/10円～13.5秒/10円 <距離段階・時間帯別>	56秒/10円 <全国一律・全時間帯>
	携帯電話着	15.5秒/10円	現状と同額
	050IP電話着	17.0～18.0秒/10円	18.0秒/10円
固定発国際通話		提供なし	9円～/1分 <国・地域別料金>

(1)事業者の意見

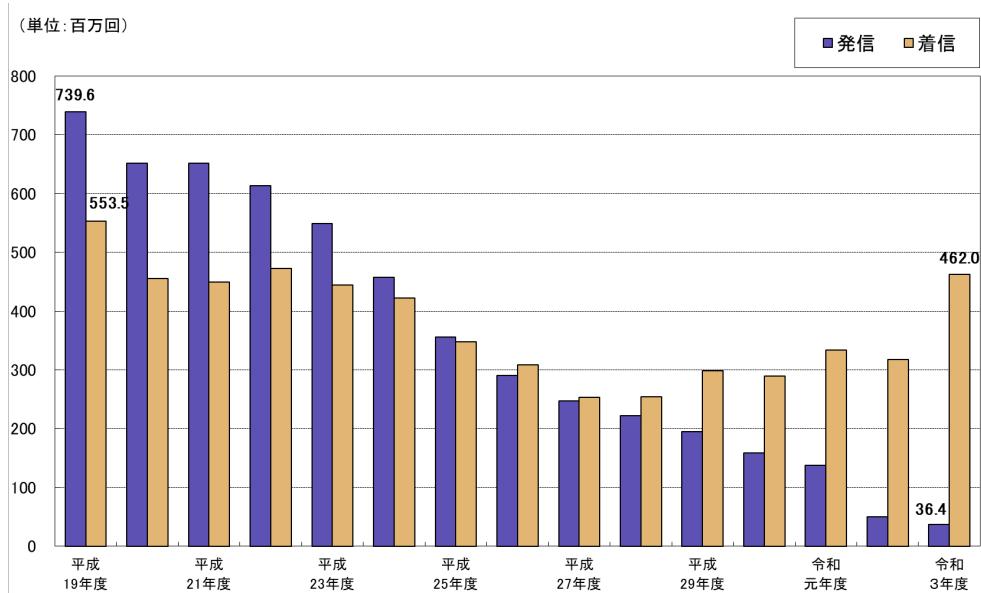
- 国際通話は、トラヒック自体も減少傾向にあるが、対地国が約240ヶ国あり、ユーザ料金・アクセスチャージ(AC)はそれぞれ異なる。また、コストの約7割がNTT東日本・西日本の裁量範囲外の国際中継ACであり、為替レート等による変動もあるため、プライスキャップのような規制にはなじまないのでないのではないか。
- ワイヤレス固定電話は、光回線電話同様、省令で実質的に上限料金が規定されており、改めてプライスキャップ制度の対象とする必要はないのではないか。

【国際通話コストの構成】



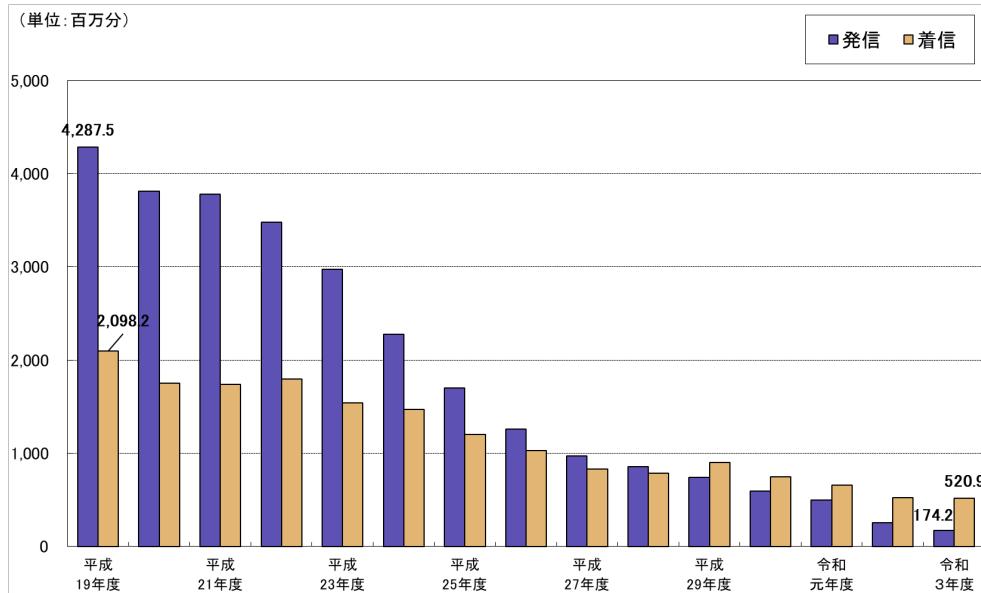
(出典)上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)NTT東日本・西日本提出資料

【国際電話の発着信別通信回数の推移】



(出典)総務省:通信量からみた我が国の音声通信利用状況

【国際電話の発着信別通信時間の推移】



(出典)総務省:通信量からみた我が国の音声通信利用状況

(2)考え方

県間通話については、全国一律の料金として県内通話(市内通話及び県内市外通話)と同様の条件で提供されるものであることから、県内通話と区別する必要性はなく、プライスキャップ制度の対象として取り扱うことが適当である。

国際通話については、対地国によりその料金幅等が多様であること、コストの約7割が国際中継アクセスチャージであることから、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少ないため、プライスキャップ制度にはなじまず対象外として取り扱うことが適当である。

なお、ワイヤレス固定電話については、基本料金の額がNTT東日本・西日本が提供する加入電話の上限を超えない額で提供されるものと定義されており(施行規則第14条第4号イ)、改めてプライスキャップ制度の対象とする必要はなく、対象外として取り扱うことが適当である。

3. 実際料金指標の算出方法

IP網への移行に伴いNTT東日本・西日本が令和6年1月から提供する「メタルIP電話」は、「固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(情報通信審議会答申(平成29年3月))で整理されたとおり、加入電話と同様の性格を有するものであり、NTT東日本・西日本におけるネットワークの設備変更が行われることによる加入電話の置き換えであること、利用者にとって料金以外のサービス内容の変更がないことから、NTT東日本・西日本による今回の料金体系の変更は、サービス変更ではなく、単なる料金の変更として捉えることとする。

このため、「新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会」報告書(平成11年6月。以下「平成11年報告書」という。)で整理された、料金体系の変更を伴う料金改定時の扱いのとおり、個々のケースに応じた適切な計算方法を検討することが適当であり、新たな料金指標の算出に当たっては距離段階別料金が全国一律料金となる点を踏まえることとする。

【固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～】

(情報通信審議会答申平成29年3月)抜粋

3.3 利用者料金規制の在り方

3.3.2 具体的方向性(考え方)

IP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本が今後提供するメタルIP電話は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい固定電話サービスとして現在の加入電話と同様の性格を有するものと考えられる。このため、メタルIP電話(ISDN電話及び公衆電話も含む)を特定電気通信役務として位置付け、現行の加入電話と同等の利用者料金規制(プライスキャップ規制等)を課すことが適当である。

【電気通信分野における上限価格方式の運用の在り方】

(新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成11年6月))抜粋

第3章 料金指標の算出方法

第2節 料金指標算出に当たり留意すべき点について

3 料金体系の変更を伴う料金改定時の扱い

料金体系の変更については、単純な料金値下げと異なり、料金指標に与える影響を単純に算出することができないため、個々について、料金の変更前後でユーザ負担にどのような影響を与えるかを明らかにした上で、料金指標の算出に反映させる方法を考える必要があると考えられる。

(中略)

料金体系に大幅な変更を加える場合については、実際にこのような料金設定が行われた時点において、個々のケースに応じて適切な計算方法を検討することが必要となると考えられる。

現行の実際料金指数は、距離別料金を前提に料金体系に合わせて距離別にトラヒックを取得し、個々の料金区分ごとに計算を行っているが、料金体系の変更後は、料金体系に合わせて全国一括トラヒックに基づき計算する方法(案①)、または、実際料金指数算出のために距離別トラヒックを取得し、従来どおりの算出方法を継続する方法(案②)が考えられる。

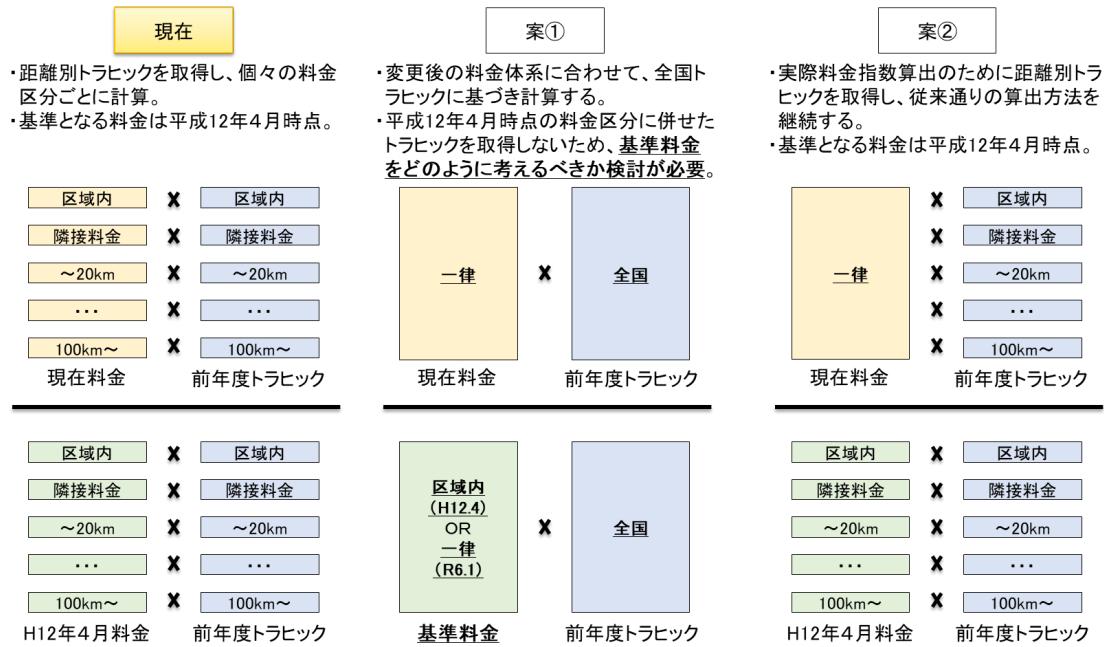
【実際料金指数の算出式】

$$\text{料金指数} = \frac{\sum P_{ti} S_i}{\sum P_{oi} S_i} \times 100$$

P_{ti}: 通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額
P_{oi}: 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用日の六月前における料金額でP_{ti}に対応するもの
S_i: P_{ti}が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

(施行規則第19条の6)

【IP網への移行後の実際料金指数算出イメージ】



なお、変更後の料金体系に合わせて距離別トラヒックを取得しない場合(案①)は、全国一括トラヒックに対応する基準料金をどのように設定するかについても検討が必要となる。

例えば、料金体系の変更に合わせて基準料金も令和6年1月時点に変更した場合(案①-1)は、制度の連続性を確保する観点から、令和5年12月末時点の基準料金指数と実際料金指数の差分を反映するための調整を行うべきである。

一方、基準料金を変更せず平成12年4月時点のままとした場合、全国一括トラヒックに対応するためには距離別の複数料金から一の料金を基準料金とすることとなる。この場合、変更後新料金が変更前の区域内料金と同水準となることから、平成12年4月時点の区域内料金を基準料金とする(案①-2)案のほか、制度開始以後の区域外料金の存在を考慮し、平成12年4月時点の距離別料金をいずれかの時点における距離別トラヒックで加重平均する(案①-3)案が考えられる。

【基準料金の考え方】

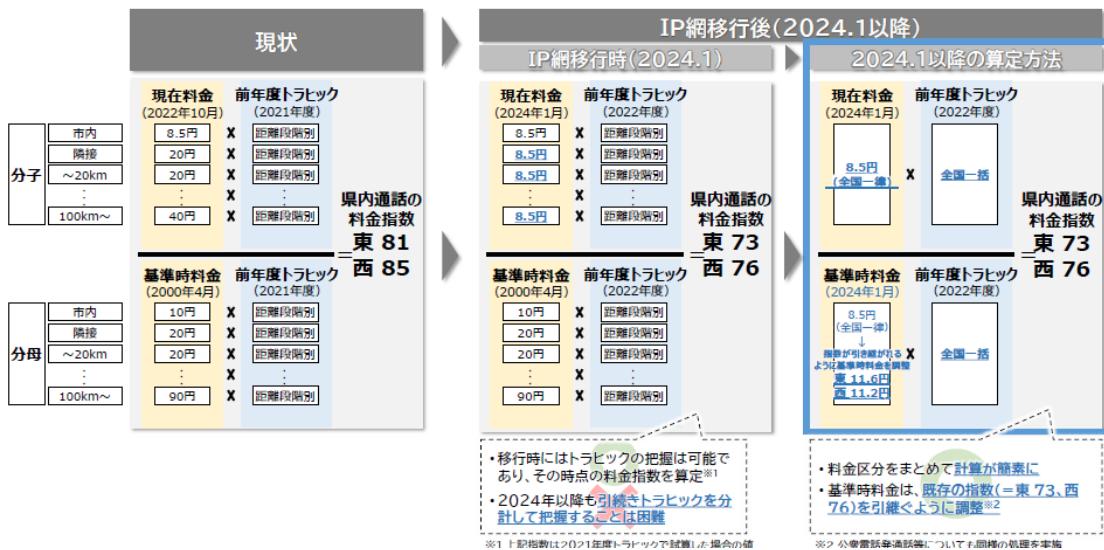
	(税抜)		
	案①-1	案①-2	案①-3
基準点	令和6年1月	平成12年4月	平成12年4月
特徴	基準点 全国一律料金 8.5円→〇円	基準点は維持する 区域内料金 10円	基準点は維持する 全国一律料金 〇円 (距離別料金を踏まえた加重平均)
	通話料に係る料金体系が変わることから、変更後の料金体系に基準点とする	料金の基準点は維持する	料金の基準点は維持する
	基準点に合わせ、新料金を基準料金とする	新料金は、変更前の区域内料金と同水準となることから、平成12年4月時点の区域内料金を基準料金とする	平成12年4月時点の料金について、距離別トラヒックで加重平均をとる
課題	令和5年12月末時点の基準料金指数と実際料金指数との差分を反映するための調整が必要	区域外の距離別料金の存在が考慮されない	いつの時点のトラヒックで加重平均を取るか



(1)事業者の意見

- 距離段階別トラヒックをIP網移行後も取得する場合、料金指数算出のためにシステムに機能を実装させる必要があり、開発コストもかかるため事業者として非常に大きな負担となっている。
- 新たな算出方法においても、これまでの料金指数との継続性(料金低廉化状況の引継ぎ)が確保されることが不可欠である。
- IP網移行後の指標計算のためのトラヒックは全国一括とし、基準時料金は令和6年1月時点の全国一律料金に変更する。
- 令和6年1月時点の基準時料金については、全ての距離段階別料金を変更後の8.5円とし前年度(令和4年度)の距離段階別トラヒックを用いて指標を算出したうえで、その指標が引き継がれるように令和6年1月時点の料金を割り戻し調整することで、指標の連続性を維持すべきである。
- 平成12年4月時点の区域内料金や、平成12年4月時点の料金を前年度(令和4年度)トラヒックで加重平均したものに基準料金とすることは、直近の指標を引き継ぐことができないという点で、採用すべきではないと考える。

【NTT東日本・西日本による実際料金指数算出イメージ】



(出典)上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)NTT東日本・西日本提出資料

- 県間通話は、これまで提供していない新たなサービスとなるが、料金指数全体に影響を与えないように、平成11年報告書における「新サービスの扱い」に基づき、県間通話の類似サービスである県内通話の料金低廉化の実績を反映することが適当であり、IP網への移行時の県内通話の基準料金指数を県間通話料にも適用し、令和6年1月時点の新料金を基準料金指数で割り戻すことで基準料金を設定すべきではないか。

【NTT東日本・西日本による県間通話料の実際料金指数算出イメージ】



(出典)上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)NTT東日本・西日本提出資料

(2)構成員の意見

- ・ 令和4年度トラヒックベースでつなぐ手法は、物価指数や経済指数の旧推計・新推計をつなぐときによくやる手法であり、プライシングの考え方でつなげていく方法に対応するため、合理的な考え方ではないか。
- ・ IP網への移行に対応するのであれば、より合理的に、あまりコストをかけずに済むような方法がよいのではないか。

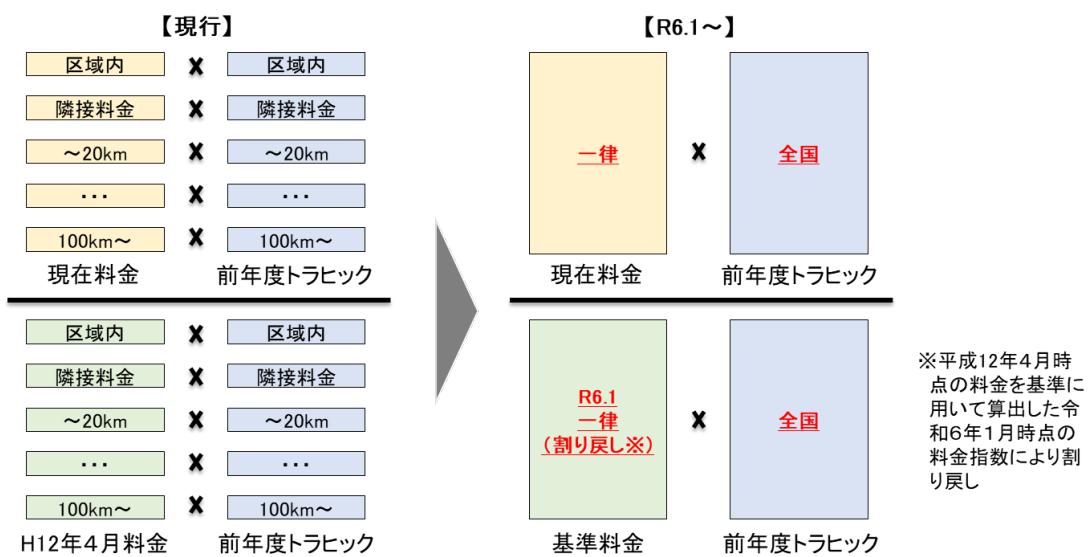
(3)考え方

〈実際料金指標の算出方法〉

距離段階別トラヒックをプライスキャップ制度のためだけに求めることは規制対応コストの観点から望ましくなく、料金指標の算出方法を簡素なものとするためにも、全国一律となる料金体系に合わせて、料金指標算出のためのトラヒックは全国一括とすることが適当である。

基準料金は、プライスキャップ制度開始以降の料金指標との連続性を保つため、現在の平成12年4月時点から、料金体系が変更される令和6年1月時点の料金に変更し、これを平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指標で割り戻すことが適当である。

【料金体系変更後の実際料金指標の算出方法】



〈県間通話の扱い〉

平成11年報告書では、新サービスの料金指標算出について、「既存サービスと類似性があり、代替性があるサービス」については、既存サービスと同一の料金指標算出単位として料金指標に反映すること、「全く新しいサービス」については、基

準料金を他の適用対象サービスの料金指数で割り戻す等により、料金指数水準に影響を与えないようにすることが必要としている。

県間通話を令和6年1月からプライスキャップ制度の対象とする場合、制度開始時からの料金指数水準に影響を与えないように、県間通話導入時点(令和6年1月)の料金を現在の既存対象サービスの料金指数(平成12年4月時点を基準とした令和6年1月時点の料金)で割り戻し、県間通話に係る基準料金として設定することが適当である。

その場合、県間通話の基準料金は既存サービスである県内通話と同値となること、及びNTT東日本・西日本のメタルIP電話は全国一律料金で提供されることを踏まえ、令和6年1月以降の実際料金指数は県内通話と県間通話を一の算出単位とすることが適当である。

【電気通信分野における上限価格方式の運用の在り方】

(新たな料金制度の運用等の在り方にに関する研究会(平成11年6月))抜粋

第3章 料金指数の算出方法

第2節 料金指数算出に当たり留意すべき点について

2 新サービスの扱い

(1) 既存サービスと類似性があり、代替性があるサービス

(略)既存サービスと類似性があり、代替性があるサービスについては、サービスの開始により、既存サービスから新サービスへの利用シフトが起こった場合に実質的な料金変動効果があるため、料金指数に反映させることが適当であると考えられる。

(中略)類似のサービス(既存サービス、既存の新サービス、新サービス)を同一の料金指数算出単位として扱うこととする。

① 供給量は、「既存サービス+既存の新サービス+新サービス」の合計値を使用する。

② 料金水準は、以下の値を使用する。

$P_o =$ 料金基準時点の「既存サービス、既存の新サービスの料金の加重平均値」

$P_i =$ 直近時点の「既存サービス、既存の新サービス、新サービスの料金の加重平均値」

(2) 全く新しいサービス

(略)

この場合、上限価格方式が適用された当初は、全体の料金指数に与える影響はないので問題はないが、次に料金変更が行われた場合、料金指数の基準時におけるそのサービスの料金が存在しないため、その料金変更を料金指数に反映させる方法が問題となる。

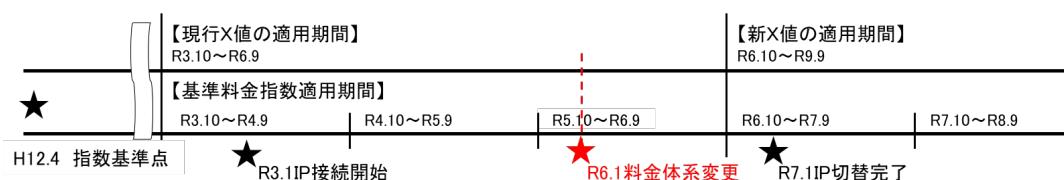
これについては、基準時の料金を提供開始時の料金と同一に設定する方法が考えられるが、この方法により加重平均して料金指数を計算すると、基準時から提供開始時まで料金は変化していないものとして扱うため、適用開始時から変化している料金指数を大きく変動させる可能性があり、適当ではない。

したがって、現在の料金を他の適用対象サービスの料金指数値で割り戻す等により基準時の料金を仮に設定し、料金指数水準に影響を与えないようにすることが必要となると考えられる。

4. X値や基準料金指数の扱い

現在のX値は令和3年10月から令和6年9月まで、基準料金指数は毎年10月から翌年9月までが適用期間とされているが、今回の料金体系の変更はそれぞれの適用期間中である令和6年1月に予定されているため、X値及び基準料金指数の変更の要否について検討を行った。

【X値や基準料金指数の適用期間のスケジュール】



なお、検討に当たり、X値については、算定のために必要なNTT東日本・西日本の収入費用予測に対する料金体系の変更の影響を、基準料金指数については、実際料金指数の算出方法及びX値の扱いを踏まえた議論を行った。

【上限価格方式の運用に関する考え方について】

(上限価格方式の運用に関する研究会(令和3年3月))抜粋

第9章 今後の検討課題等について

(3) IP網へのマイグレーションに向けた検討の必要性について

【現時点で想定される主な検討課題の例】

- 基準料金指数について、今回算定したX値を元に、3か年の間、毎年10月から1年間適用されることとなるが、令和5年10月から適用される指標については、令和6年1月以降、メタルIP電話の提供が開始され、利用者料金の変更が予定されていることから、期の途中で指標を変更するか。
- X値について、現在の費用予測は決算値(PSTN網を前提)を元に算定しており、IP網に係る決算データが十分に得られていないことについて、どう考えるか。
- 実際料金指数について、現在は距離別の料金額に前年度の供給量を乗じること等により算定しているが、メタルIP電話の導入により全国一律料金が見込まれている中で、指標の連続性をどのように確保するか。(例:何らかの仮定を置いた上で現在の算定式を維持するか)

上記の各論点については、現時点ではメタルIP電話の提供条件やNTT東日本・西日本のネットワーク構成等の詳細が明らかになっていないことから、検討を行うことは困難であるが、今後、メタルIP電話の提供開始後の取扱いにも留意しつつ、移行期の指標の考え方

について整理することが必要である。その場合、IP網への移行が次期X値の適用期間に実施されることを踏まえ、利用者の利便を確保する観点から、次々期X値の算定(3年後)を待たずに検討を開始する必要がある。

【X値の算定式】

$$X\text{値} = 1 + \frac{\text{消費者物価指数変動率} - (\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額})}{\text{収入}}$$

- | | |
|------------------|---|
| ①NTT東日本・西日本の予測収入 | …固定電話回線数について直近決算年度までの複数年の実績データを用いて回線数の予測変化率を計算し、回線数等に単金を乗じることで予測収入を算定 |
| ②NTT東日本・西日本の予測費用 | …直近決算年度の費用実績に基づき次期X値適用期間の費用を予測し、これに同期間に見込まれる経営効率化施策を織り込み予測費用を算定 |
| ③適正報酬額 | …直近決算年度の正味固定資産額や資本比率及び負債比率等を踏まえ、次期X値適用期間最終年度の推計値を算定 |
| ④利益対応税額 | …適正報酬額のうち自己資本費用等に利益対応税を乗じて、次期X値適用期間最終年度の推計値を算定 |
| ⑤消費者物価指数変動率 | …政府機関等の公表値に基づき予測 |

【基準料金指数の算定式】

・能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + CPI^{\ast 1} - X\text{値} + \text{外生的要因}^{\ast 2})$$

※1:CPI:消費者物価指数変動率

※2:外生的要因:消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

(1)事業者の意見

- IP網への移行後の通年ベースの費用実績が最初に出るのは令和7年度であり、令和8年度までは收支予測の基礎となるIP網移行後の会計実績がないため、それまでの間は、実績に基づく收支予測、X値の決定は困難である。
- IP網への移行後は、電話以外の他のサービスとIP網を共有するため、電話以外のサービスを含めた予測作業が発生するという点において、これまで以上の稼働をかけて取り組むことになる懸念がある。

(2)構成員の意見

- IP網への移行に係る過渡期は、予測に予測を重ねるような費用情報で計算することになるため、正確なデータがとれる時期に整合的に計算していく方法が望ましいのではないか。
- IP網への移行に対応するのであれば、より合理的に、あまりコストをかけずに済むような方法が良いのではないか。(再掲)
- IP網へ移行するタイミングが年度の区切りに合わないことは難しい点ではあるが、X値算定に用いる3年分の立方根の代わりに月数にあったものに合わせるなどの手法により、形式的に体裁を整えることは可能ではないか。

(3)考え方

X値の算定には、NTT東日本・西日本の直近の決算値を踏まえた費用予測を使用しているが、令和6年1月時点ではPSTNを前提とした決算値(令和4年度)しか得られないため、仮にX値を算定し直すこととした場合、IP網に係る費用は推計が必要となる。更に、令和6年1月から令和7年1月までは、PSTNとIP網の併用期間であることを加味した推計となる。

X値の算定に係る事業者負担に鑑みれば、算定方法は合理的であることが望ましく、また、推計を重ねるよりも、正確なデータに基づき整合的に計算することが望ましい。

PSTNからIP網への移行期には一時的な費用の上昇も想定されるため、IP網への移行後の決算データが得られるまでは、PSTNに基づく決算値を使用したX値及び基準料金指数を適用することが適当である。

【検討のタイミングと適用時期】

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
マイグレーションスケジュール				★料金変更 PSTN/IP網併用	IP網への完全移行		IP網	
決算値	R2年度 (PSTN)	R3年度 (PSTN)	R4年度 (PSTN)	R5年度 (PSTN/IP)	R6年度 (PSTN/IP)	R7年度 (IP)	R8年度 (IP)	R9年度 (IP)
検討タイミング				→			→	
X値適用期間	→	→	→	→	→	→	→	→
	現行X値(R3.10～R6.9)				次期X値(R6.10～R9.9)			次々期X値 (R9.10～R12.9)
基準料金指数適用期間	→	→	→	→	→	→	→	→

第3章 対象サービスの在り方

1. 検討の背景

プライスキャップ制度については、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」報告書(平成 20 年 10 月)を受けて、平成 21 年に電気通信事業法施行規則等を改正し専用役務を制度の対象外としたほかに特段の見直しを行つてこなかったが、現在規定している2つの種別である「音声伝送バスケット」と「加入者回線サブバスケット」が近接している点や、「プライスキャップの運用に関する考え方について」(プライスキャップの運用に関する研究会(平成 24 年3月))において、各種サービスの契約数の変化を踏まえたプライスキャップ制度の対象役務の範囲の確認が今後の検討課題として掲げられていることに鑑み、これらの社会経済環境の変化を踏まえた、プライスキャップ制度の対象サービスについて検討を行つた。

【プライスキャップの運用に関する考え方について】

(プライスキャップの運用に関する研究会(平成 24 年3月))抜粋

第9章 今後の検討課題等について

(2) 今後の検討課題

3) プライスキャップ制度の対象役務の範囲

(略)

OAB～J-IP電話とFTTHサービスについて、現時点でただちにプライスキャップ制度の対象とする必要はないと考えられるが、契約数の増加傾向等を踏まえると、将来的には、対象役務として追加することを検討する必要があることに留意しつつ、今後の普及状況等を注視していく必要がある。

(略)

2. 加入者回線サブバスケットの扱い

特定電気通信役務の種別としては「音声伝送バスケット」と「加入者回線サブバスケット」の2つが規定されているが、近年、音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が高く同一視できる水準にあることから、平成27年10月から加入者回線サブバスケット独自のX値を算定していない。

【音声伝送バスケットに加入者回線サブバスケットが占める割合】

		平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
収入	NTT東日本	74.6%	80.8%	84.4%	86.7%	88.9%	90.3%
	NTT西日本	73.9%	81.2%	85.5%	87.3%	89.2%	90.5%
費用	NTT東日本	74.8%	87.3%	88.9%	90.1%	90.5%	91.0%
	NTT西日本	75.2%	87.5%	90.1%	90.5%	91.1%	91.2%

【加入者回線サブバスケットのX値】

	X値	理由
平成18年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成21年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成24年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成27年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
平成30年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
令和3年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準

(1)事業者の意見

- 音声バスケットの中では、加入者回線バスケットが大宗であり、通話料が指数に与える影響割合はかなり低下しており、マイグレ後に料金が一層下がることで、ますますその影響は低下していくことが見込まれている。

(2)構成員の意見

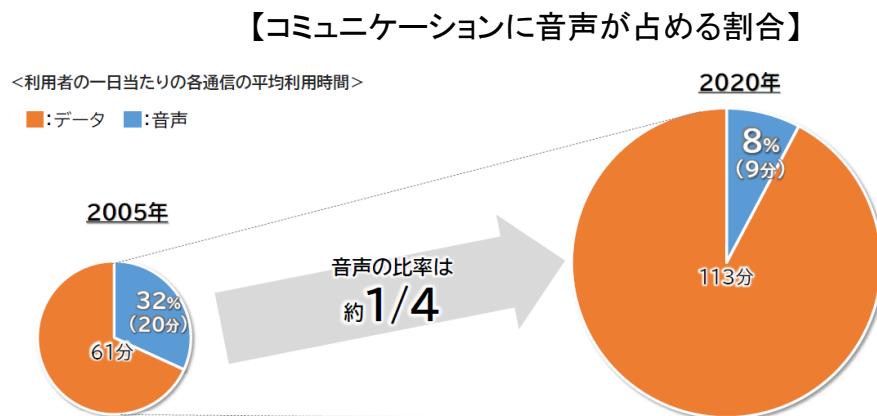
- サブバスケットの区別を今後も続けていくかどうかについては、取り扱ってもよいのではないか。

(3)考え方

音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用している中で、あえて分けて取り扱う必要が乏しいことから、サブバスケットを撤廃することが適当である。

3. 対象サービスの今後の在り方

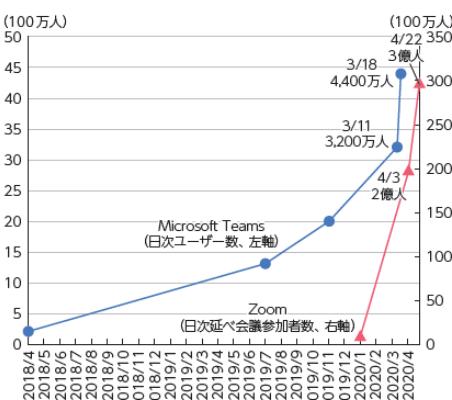
プライスキャップ制度は、競争が十分に進展していないサービスであって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものを対象としているが、スマートフォンの普及により無料通信アプリやSNS等による新たなコミュニケーション形態が主流となったことでコミュニケーションに占める音声の割合は低下しており、更に、新型コロナウィルス感染症流行を契機としたリモートワークの拡大によりデータ通信を利用したコミュニケーションが拡大傾向にあることから、現在対象となっている固定電話は需要減も顕著であり、制度導入当初の目的・役割は終えたのではないかとの意見が、対象サービスの検討にあたりNTT東日本・西日本から示された。



*平成23年情報通信白書「回表1-3-1-1 情報メディアの利用時間」および 令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査より

(出典)上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)NTT東日本・西日本提出資料

【オンラインコミュニケーションツール(Microsoft Teams 及び Zoom)の利用状況】



(出典)情報通信白書令和3年版

「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(総務省(令和4年8月))によれば、固定電話の契約数は 5,583 万契約(平成 28 年度末)から 5,192 万契約(令和3年度末)と減少傾向にあるが、NTT東日本・西日本のシェアは、2位以下を大きく引き離し依然として 60%を超えてる。

しかし、OABJ-IP電話が緩やかな増加傾向にあるものの、NTT東日本・西日本の加入電話は継続して減少しているため、加入電話の固定電話に占める割合は約 3割程度となっている。

【固定電話市場の競争状況(契約数・事業者別シェアの推移)】

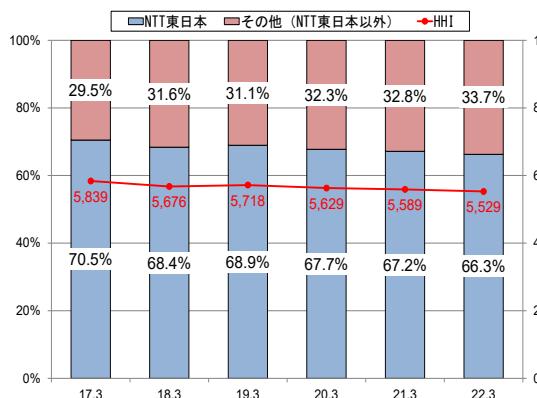
【東日本地域】



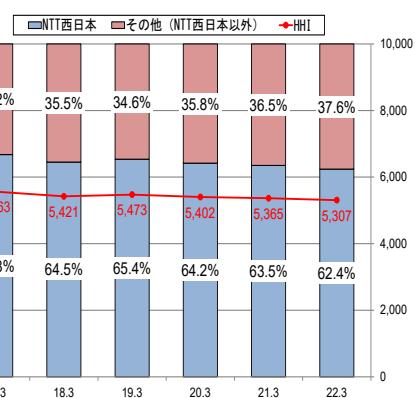
【西日本地域】



【東日本地域】



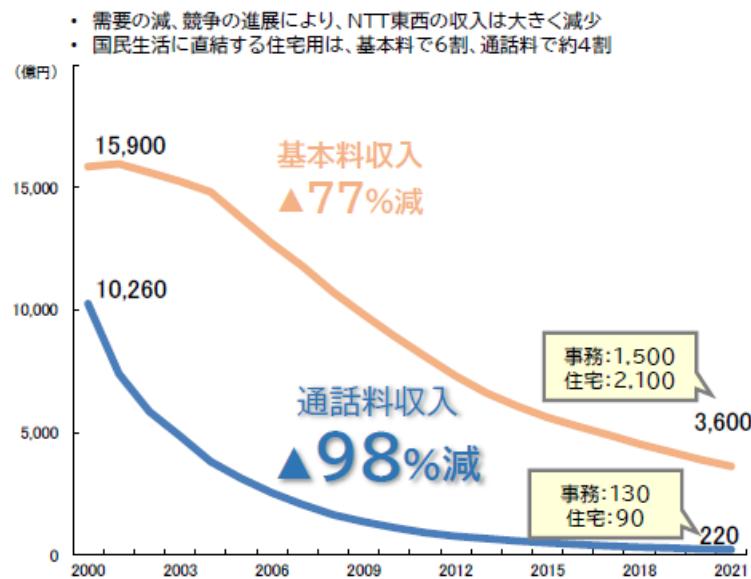
【西日本地域】



(出典)電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

なお、平成 12 年 10 月のプライスキャップ制度導入以降、NTT東日本・西日本の加入電話収入は需要の減少とともに低下しており、令和3年度の基本料収入は77%、通話料収入は98%減となっている。

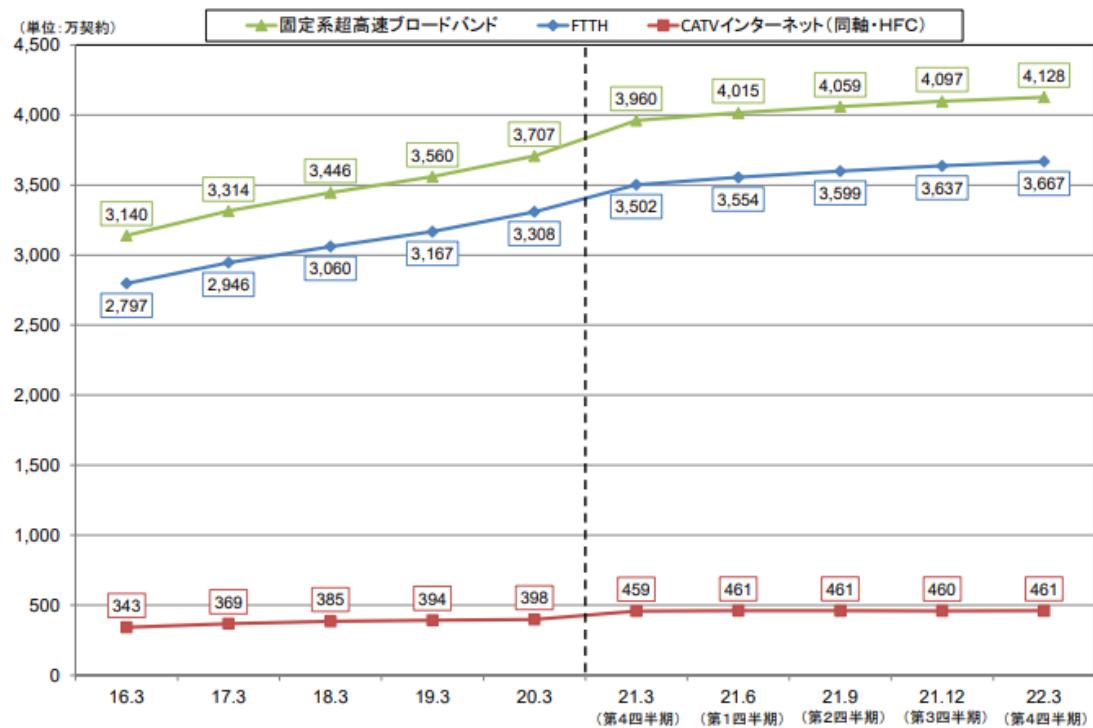
【NTT東日本・西日本収入推移】



一方、固定系超高速ブロードバンド(FTTH及び通信速度下り 30Mbps以上のCATVインターネット(同軸・HFC))の契約数は 3,140 万契約(平成 28 年度末)から 4,128 万契約(令和3年度末)となっており、近年も緩やかな増加傾向にある。

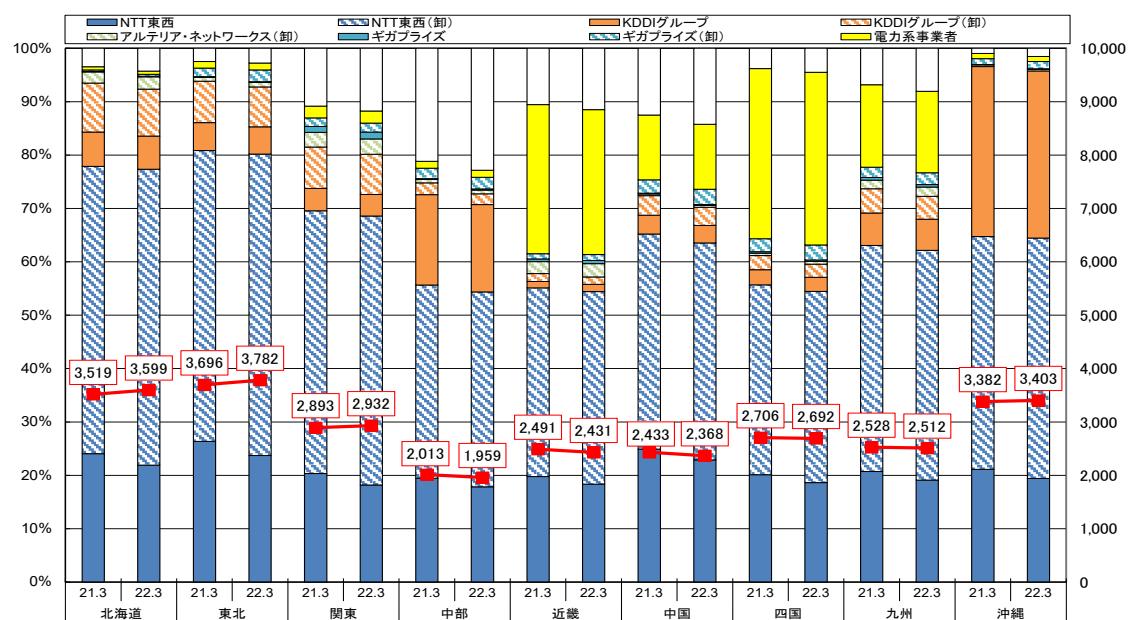
このうち、FTTHの設備設置事業者別では、地域毎に 50~80%の差異はあるもののNTT東日本・西日本(小売及び卸電気通信役務の提供を含む)のシェアが高い状態が継続している。

【固定系超高速プロードバンド市場の競争状況(契約数の推移(全国))】



(出典)電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

【FTTH市場(小売)の競争状況 (事業者別シェアの推移(設備設置事業者別)(地域ブロック別))】



(出典)電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

また、卸売市場においては、一部の地域ブロックを除き、NTT東日本・西日本のシェアは80%を超えるなど、2位以下の事業者を大きく引き離し圧倒的なシェアを有している状況にある。

【FTTH市場(卸売市場)の競争状況 (事業者別シェアの推移(設備設置事業者別)(地域ブロック別))】



(出典)電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

上記のように、現在の固定通信市場では、加入電話に代わりOABJ-IP電話の利用が増加しているほか、緩やかながらも契約は増加傾向にあるFTTH市場では、依然としてNTT東日本・西日本が高いシェアを有していることがわかる。

(1)事業者の意見

- 特定電気通信役務は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務が対象だが、当社の住宅用通話料収入額が家庭最終消費支出に占める割合は約0.003%。様々な代替サービスが利用されている状況を鑑みれば、住宅用に係る需要も含めて利用者への影響は大きいとは言えないのではないか。
- 物価上昇が懸念される中でプライスキャップ制度を継続せざるを得ないとしても、少なくとも通話料は規制の対象外としていただきたい。
- 音声通話サービスについては、利用者が様々な手段を選択可能であることに加え、固定電話の通話料はマイグレにより全国一律料金への見直しを行うなど低廉化を見込んでおり、通話料への規制の必要性は低下しているのではないか。
- 通話料を規制の対象から外した場合でも、総務省において、指定電気通信役務損益明細表や、指定役務の約款届出により収支や料金の動向確認は可能。万が一値上げをしても他の安いサービスに移行されるだけなので、そうした懸念も存在しないと考えている。

(2)構成員の意見

- ・ プライスキャップは使命を終えたのではないか、という考えに賛同できる部分は多いが、継続性の問題さえ解決すれば、時間軸に沿って料金単価がどう変わっているかが透明化される仕組みは必要である。
- ・ 昨今のエネルギー価格の上昇を受けた物価上昇局面を考えると、趣旨としての上限価格方式は生き得ると思っている。エネルギー価格とダイレクトに連動するような品目ではないということを勘案しても、これからも続していく価値があると考える。
- ・ 電気通信役務の役割、競争状況、代替性はプライスキャップの導入時とは大きく変わっている。今回の議論に当たっては、実際の計算方法の検討も必要である一方、並行して、これからのプライスキャップ制度をどうすべきかも議論すべきではないか。競争全体に目を向けて広い視点で何らかの規制方式を考えるべき。
- ・ 規制の在り方をそもそも論から考える必要があり、何らかの見直しをしてもいいのではないか。別の場での議論になると思うが、本研究会の趣旨を踏まえて議論してほしい。
- ・ 現在は対象が固定電話に閉じているが、縮退していく市場でもあり、その意味でも、プライスキャップ制度がこのまでいいのか、固定電話にこだわらず総務省全体の問題として捉えるのはよいことではないか。
- ・ 固定電話の音声のサービスと、携帯電話やオンラインツール等の他のサービスとの競争の有無・代替性の有無については、検証実施可能性(検証コスト等)も考慮の上、客観的な根拠に基づき論理的に議論する必要がある。
- ・ ユニバーサルサービスがブロードバンドに拡大した中で、利用者への影響が大きい役務はデータ通信に移っているのではないか。データ通信は、地域によってブロードバンド1社提供もあるなど競争が機能していない面もあるだろうから、議論を続けていく必要があるのではないか。
- ・ 通信分野は生活に絶対に必要なものとなっているが、1社提供の地域などもある以上、競争全体に目を向け、その中でどういう仕組みが正しいのか、現在のプライスキャップ制度に限らずきちんと議論するタイミングに来ているのではないか。

(3)考え方

昨今の物価上昇局面に鑑みれば、国民生活に不可欠である電気通信分野に利用者料金の上昇を抑制する仕組みは引き続き必要と考えられる。

平成 12 年の制度導入以降、電気通信役務の役割や競争状況、代替性等に変化が見られるものの、平成 21 年に専用役務を対象外とした以外に大きな見直しは

行われていないため、これらの環境変化を踏まえ、対象サービスについて制度の在り方も含めて総務省において根本的な見直しを行う必要がある。

その際は、現在の制度対象である固定電話サービスに限らず、代替となり得る他の音声サービスやブロードバンドサービス等について、検証に要するコストも考慮の上、可能な限り客観的な根拠に基づき競争環境や代替性等幅広い視点からの検討を行う必要がある。

第4章 マイナスX値の扱い

1. 検討の背景

基準料金指数の算定に用いられる生産性向上見込率(X値)は、消費者物価やコスト動向を反映し算定しているが、従来どおりの計算方法による算定では、マイナス(料金値上げ容認)となる状態が続いている。現在適用されているX値(以下「令和3年X値」という。)については、新型コロナウイルス感染症という特異な事象を踏まえデータを詳細に精査した結果としてプラスのX値を得ている。

【令和3年X値の試算結果(音声伝送バスケット)】

			NTT東日本	NTT西日本
①	NTT東日本・西日本の収支予測	パターンA	▲2.2%	▲3.5%
		パターンB	▲3.0%	▲4.0%
②	DEA分析により算定された非効率性の解消を加味	パターンA	▲1.0%	
		パターンB	▲1.6%	
③	直近の経済動向を加味	パターンA	0.1%	
		パターンB	▲0.5%	

加入電話の需要減少傾向が続くことが想定される中にあって、現在の費用削減等に関する基本的な考え方を維持したままX値を算定し、当然にプラスの値が得られると期待することは難しくなっており、令和3年X値を算定した「上限価格方式の運用に関する考え方について」(上限価格方式の運用に関する研究会(令和3年3月))では、総務省に対し、他の経営効率性分析手法の調査や、X値の在り方をはじめとしたプライスキャップ制度について改めて検討することを求めていた。

また、NTT東日本・西日本の支店統合による費用データサンプル数の減少やIP網への移行に伴うNTT東日本・西日本の費用構造の変化等により、X値算定に必要な経営効率性分析のためのデータ取得も難しくなってきている。

プライスキャップの制度設計について検討した「電気通信分野における新たな料金制度の運用の在り方」(新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成10年9月))において、電気通信サービスは一般の財・サービスに比べ生産性向上率が高いと見込まれることを理由に、基準料金指数の算定に当たり、一般の財・サービスの生産性向上分を織り込んだ物価の変動率から、電気通信分野特有の

生産性向上分を差し引きすることとした点を踏まえれば、マイナスや推計を重ねたX値は制度の趣旨にそぐわないと考えられるため、X値の算定方法について検討を行った。

【電気通信分野における新たな料金制度の運用の在り方】

(新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成10年9月)抜粋

第V章

第4節 基準料金指数の算定方法

1 概要

(2) 基本的な考え方

電気通信サービスは一般の財・サービスに比べ、生産性向上率が高いと見込まれることから、電気通信料金は一般の財・サービスの生産性向上分を織り込んだ物価の変動率から電気通信分野特有の生産性向上分を差し引いた水準で推移すべきものと考えられる。したがって、毎年の基準料金指数は、物価上昇率から生産性向上見込率(X)を差し引いた改定率を前回の基準料金指数に乗じることにより算定することとする。X値は、需要及び合理的な将来原価の予測に基づき、電気通信分野に特有の生産性向上見込率を算定することとする。

2. X値の算定方法

平成12年の制度運用開始以降、X値の算定は8回行われたが、初期においては算定や一意に定めることが困難であることを理由に、音声伝送バスケットについては、下限報酬率(第1期)やCPI(第2～5期)を採用してきた。

【過去のX値の考え方】

	経営効率性分析	X値	備考
第1期 (H12.10～)	DEA・SFA・TFP比較	1. 9	・DEAによる経営効率化を踏まえても、NTT東西の経営効率化計画が明らかに不十分。 ・NTT西日本の下限報酬率(1.9%)をNTT東西に適用。
第2期 (H15.10～)	DEA・SFA・OLS比較	CPI	・市場が構造変化の過渡期にある状況で、将来予測が困難であることやCPIの動向が不安定であることを踏まえると、ゼロに近いプラスのX値をつけることは適当ではない。 ・国民生活の社会経済活動に及ぼす影響が大きいことも踏まえ、値上げを防止する観点から「CPI-CPI」を適用。
第3期 (H18.10～)	多段階アプローチ (DEA+SFA)	CPI	・PSTNからIP網への移行期であり、市場が動態的に変化することが想定される中、算定したX値がCPIを中心にプラス・マイナス両側に分散しており、X値を一意に定めることは困難。
第4期 (H21.10～)	DEA・SFA	CPI	・IP網への移行に対する政策の中立性や公正競争といった政策的な観点も踏まえ、X値をCPIとすることが適当。
第5期 (H24.10～)	DEA・SFA・TFP(参考)	CPI	
第6期 (H27.10～)	DEA・SFA・TFP(参考)	0. 4	・いずれの試算においてもX値がCPIを下回る結果となり、DEA分析の結果を採用。
第7期 (H30.10～)	DEA・SFA・TFP(参考)	0. 2	・DEA、SFA分析の試算においてX値がCPIを下回る結果となり、DEA分析の結果を採用。
第8期 (R3.10～)	DEA	0. 1	・マイナスX値は、X値の算定を通じて経営効率化を促すというプライスキャップ制度の趣旨にそぐわないものであり、基本的に採用すべきではない。 ・DEA分析に、経済状況(新型コロナ感染症の影響)を踏まえた補正により求めた値を適用。

【経営効率分析】

ミックス生産性準拠方式:事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間(3年間)の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準にX値を算定する方式。

DEA分析:複数の分析対象の実績データのうち、最も効率的な分析対象の生産性を基準として、他の効率性を計測する手法。

SFA分析:生産関数を推計し、その生産関数が確率的に不確定であるという仮定の下、生産関数からの乖離を誤差と非効率に分離して非効率を計測する手法。

フル生産性準拠方式(TFP):事業者の費用情報から独立した外生的データである全要素生産性向上率を基にX値を算定する方式。

NTTの経営効率性分析については、第7期までは複数の分析手法に基づく試算を行っており、第6期～第8期は透明性・客觀性の高い経営効率性分析としてDEA分析(Data Envelopment Analysis<包絡分析法>)を用いて算定したX値を採用している。

なお、総務省による他の経営効率性分析手法の調査により、新たな分析手法としてDEA分析とSFA分析(Stochastic Frontier Analysis<確率フロンティア分析法>)のメリットを併せた性質をもつ StoNED(Stochastic non-parametric envelopment of data<確率論的ノンパラメトリック包絡法>)が示されたが、フロンティア上に複数の評価対象が位置するとその間の効率性を比較できないというDEA分析の問題が大幅に軽減されるほか、SFA分析と比較し生産関数のタイプを仮定することなく外的要因やノイズを排除可能である一方、他の手法同様に分析に必

要な費用データ等の取得が困難であるにもかかわらず計算がより複雑になることから、分析の負荷が大きくなることが想定される。

このため、いずれの分析手法を採用するにしても当然にプラスの値が得られると期待することは難しいため、算定結果がマイナスとなる場合にどのように扱うべきかについて検討を行った。

例えば、第2期～第5期においてX値が一意に定められない場合の措置として採用したX値をCPI連動とする場合(案①)、基準料金指数は据え置かれ、物価上昇期には値上げ抑制効果を有するが、物価下降期には値下げを抑制する効果を有することになる。

一方、X値をゼロとする場合(案②)、基準料金指数は物価上昇・下降分にのみ連動し物価スライド制の料金規制となるが、X値をゼロとすることは対象サービスにおいて生産性向上を見込めないと示すことと同義となる。

また、従来どおりX値を算定し、得られたX値がマイナスとなった場合にのみX値をCPI連動又はゼロとする場合(案③)、事業者の生産性向上を考慮しつつも物価上昇分以上の値上げを回避することが可能となる。

さらに、X値を算定せず、例えば過去一定年間のCPI最大値の絶対値Aを変動幅とし、それを超える部分のみを基準料金指数に反映させる場合(案④)、物価の大幅変動の影響を抑制することが可能である。

【X値の扱い】

CPI	算定X値	現在	案①	案②	案③	案④
		CPI-X (第6～8期採用)	CPI-CPI	CPI-ゼロ	CPI-X (-Xの扱い変更)	CPI-(CPI±A%) (H12/H15/H18)
		基準料金指数への影響				
+(物価上昇局面)	+	CPI>X値: 値上げ↑ CPI<X値: 値下げ↓	据置→	値上げ↑ (物価連動)	CPI>X値: 値上げ↑ CPI<X値: 値下げ↓	基準料金指数 CPI A% 0% ▲A% CPI+A%
	0	値上げ↑			値上げ↑	
	-	値上げ促進↑ (物価上昇以上)			案① or 案②	
-(物価下降局面)	+	値下げ↓	据置→	値下げ↓ (物価連動)	値下げ↓	
	0	値下げ↓			値下げ↓	
	-	CPI>X値: 値下げ↓ CPI<X値: 値上げ促進↑ (物価上昇以上)			案① or 案②	
特徴		<ul style="list-style-type: none"> X値が一意に定められない場合、CPI-CPIを採用(第2～5期)。 物価上昇期には、値上げ抑制効果を有するが、物価下降期には、値下げを抑制する効果を有する。(H24年報告書) 	<ul style="list-style-type: none"> X値をCPI連動することで、基準料金指数を物価上昇・下降分にのみ連動させる。 CPIを基準料金指数に全面的に反映させることは、物価スライド制の料金規制となりかねない。(H12年報告書) 実質値上げを防止する観点から、X値をゼロとすることの検討を深めることが適当。(H18年報告書) 	<ul style="list-style-type: none"> X値をゼロとすることで、基準料金指数を物価上昇・下降分にのみ連動させる。 CPIを基準料金指数に全面的に反映させることは、物価上昇分以上の値上げを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> 得られたX値がマイナス(値上げ容認)となる場合に、X値をCPI連動若しくはゼロとすることで、物価上昇分以上の値上げを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> X値を算定せず、例えば過去一定年間のCPI最大値の絶対値Aを変動幅とし、それを超える部分のみを基準料金指数に反映させる。 物価変動の影響を抑制可能。 サブバスケットの考え方として整理(H12年報告書)後、バスケットにも準用(H15/H18年報告書)。

(1)事業者の意見

- ・ NTT東日本・西日本の組織集約による効率性分析のための定量データの減少等に加え、特に、次期X値の適用期間は、IP網への移行の過渡期という特殊事情もあることから、限られた情報に基づく複雑な推計・予測・分析を行うのではなく、暫定的に簡素な設定方法を用いることが望ましい。
- ・ 需要が縮退し、固定電話事業に関するコスト削減も限界を迎えるつある状況に加え、IP網移行に伴う費用も考慮すれば、次期X値はマイナスとなることが想定されるが、この場合、本来はマイナスのX値が採用されるべき。
- ・ IP網移行後の実績が把握できず予測・分析に用いる情報が限られることに加え、移行後はコスト削減が図られることになるものの移行期においては設備重複等による追加費用が見込まれる点、未曾有の物価上昇の影響により設備費用等の増加が見込まれる点、及び諸外国での事例（英国では、BTの規制当局とのコミットメントにより、物価上昇分の価格転嫁までに抑制）を踏まえれば、物価上昇によるコスト増を補う価格上昇は最低限認められる必要があり、X値を算定せずX=ゼロ（案②）が望ましい。
- ・ X=CPI（案①）は、需要が縮退し規模の経済がマイナスに働く中、物価上昇によるコスト増についても価格転嫁が許容されず、事業者に過度な負担を強いるものである。
- ・ X=CPI±A%（案④）は、「A%」の設定方法により影響が大きく異なるため、本案を採用する場合には、「過去一定年間」をどのように定めるか等についての検討が必要である。

(2)構成員の意見

- ・ X値の算定方法について、実データとしてのサンプル数の少なさからデータ取得の質的な面でも既に取れなくなっているという現実がある。さらに、マイグレを迎えても連続性を保つためには補正に補正を加えた推定値になる。
- ・ IP網への移行後に、音声と他サービスを含めて予測し、そこから音声を抜き出すことになるという状況を考えると、出てくる結果は、やや心もとない。
- ・ X値算定に当たっては、意思決定のための情報収集負担が非常に大きい。算定方法をシンプルにするよう検討することが必要ではないか。
- ・ 加入電話とISDNの通話料が極端に減ってきてているという状況では、非常に簡素な値上げ防止のシステムとして、あまり計算にこだわらなくて済むような規制にシフトしていくということが考えられるのではないか。
- ・ 案①の場合、名目賃金の上昇等も考えた場合に値上げ防止が賃金を含めた価格の凍結として伝わることを懸念する。CPIの変動の範囲内であれば価格に転嫁することも規制上認めるということで、案②も採り得るのではないか。

- ・ IP網への移行期にコストがかかること、インフレ局面にあるということを踏まえば、移行期においては案②でいいと考えるが、永遠に同じ扱いとすることは難しいのではないか。
- ・ 今議論しているX値の考え方とは、あくまでもIP網への移行期のもの。IP網への移行期において、物価上昇分は考慮しても設備重複分といった予測が難しい部分を事業者が負担するのが案②であり、IP網への移行完了後は再度考え直す必要がある。移行期の対応としては、案②が考えられるがどのように説明するかが重要であり、案①と案②の間もあり得るのではないか。
- ・ 電話交換機設備は既に市場になく、設備的にPSTNの生産性が向上する余地はもうない。残る生産性向上の余地は人件費の削減となることを考えれば、PSTNの世界においてX値をゼロと扱う(案②)ことには合理性があるのではないか。
- ・ いずれの案にせよ説得力、納得感のあるX値の決め方を示す必要があるが、PSTNの世界でX値がプラスになることは推論しにくい、という理由も立つのではないか。
- ・ IP網への移行期において、X値がプラスとなる事象が想定されない場合、過去のX値を使用することも考えられるのではないか。CPIが大きく上昇している状況下において、前回と同等の生産性向上を目指してくれ、ということは、インセンティブ規制であるプライスキャップの趣旨にも論理的にはかなうのではないか。
- ・ 過去のX値を採用することについては、事業者において大きなコストダウンや費用アップの要因がなければ良いと思うが、過去値の算定時期と現在がデフレ期・インフレ期で異なる場合にどうするか、が問題になるのではないか。
- ・ CPIは、総合で見ると食料やエネルギー等の要因で大きく振れたりすることもあるため、適用すべきはコアなのか、コアコアなのか、といった検討も、機会があれば行うべきではないか。
- ・ ある一定時期のX値を考えるのであれば、一般のユーザに対しての影響が少ないものが望ましい。
- ・ 上昇分を事業者が内部吸収するのが案①、ユーザに転嫁するのが案②であり、どちらか一方よりも、政策的な判断として両案の間とするのも一つの考え方か。案②については、値上げ容認というイメージが強くなるため、ユーザの反応も意識した修正案を考えるべきではないか。

(3)考え方

X値については、加入電話に係る需要の減少傾向から、算定できたとしても値上げ容認となるマイナスの値になる可能性が高い。しかし、マイナスのX値を適用することは、経営効率化努力等による増加した利益を自己の取り分とするインセンティブ規制であるプライスキャップ制度として望ましいものではない。

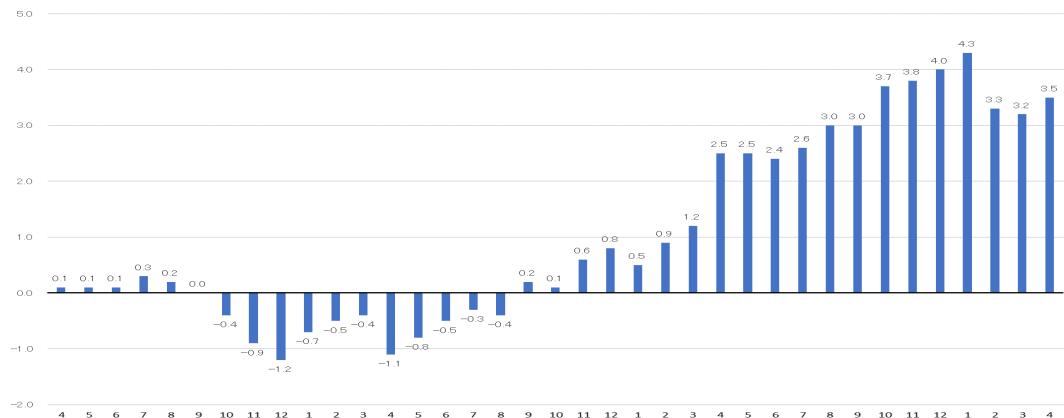
このため、次期X値(R6.10～R9.9)の算定に際しマイナスの値が得られた場合には、物価上昇に伴う価格転嫁は許容しつつ、IP網への移行に伴う設備重複分といった現時点において予測が難しいコスト増については事業者負担とすること、すなわちX値を「ゼロ」として扱うことが適当である。

ただし、X値を「ゼロ」とすることは生産性向上見込がないものと判断するものもあることから、物価上昇局面にあり、かつ、設備的に生産性を向上させることが困難なPSTNからIP網への移行という期間限定の特殊事情下である次期に限った選択肢とすることが適当である。

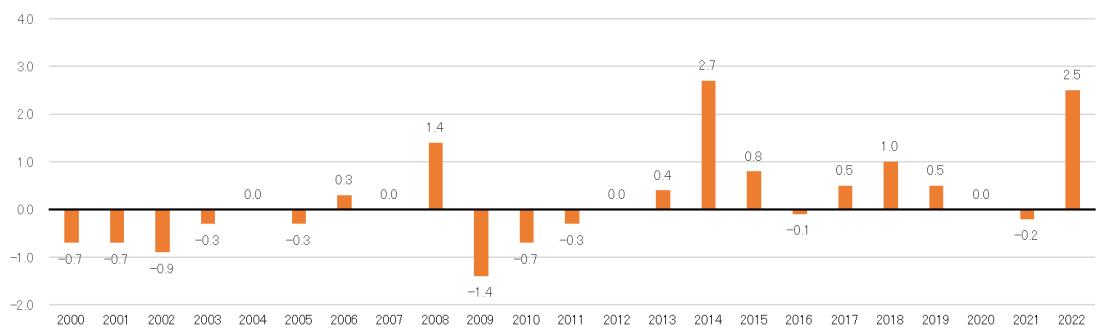
また、現行の算定方法においては、NTT東日本・西日本の支店統合による費用データサンプル数の減少や、IP網への移行に伴う両社の費用構造の変化等により、算定の基礎となるデータが十分ではないことから、得られるX値は補正を重ねた推定値となる可能性が高いため、次期X値の算定に当たっては、PSTNに基づく決算値を前提とした上で、その他の算定方法の簡素化も検討することが適当である。

なお、次々期(R9.10～)の扱いについては、今後のプライスキャップ制度の在り方を検討する際に合わせて議論を行うことが適当である。

【(参考)消費者物価指数変動率の推移(月次ベース)】



【(参考)消費者物価指数変動率の推移(年次ベース)】



(出典)総務省統計局:消費者物価指数(2020 基準,総合)